

監査だより -No.4-

令和6年12月25日

編集・発行：奥多摩町監査委員事務局 電話 0428-83-2302

公監査委員とは

地方自治法により、市町村等に必ず設置しなければならないもので、町長や議会から独立した機関として、町の財務に関する事務や事業等が法令等に抵触していないかなどのコンプライアンスや経済性・効率性・有効性など『最小の経費で最大の効果を発揮できているか』などを監査します。また、職務にあたっては、常に公正不偏の態度で監査しなければならないとされています。町の監査委員は2名ですが、議会選出監査委員は、令和5年12月19日から高橋邦男氏となり、代表監査委員は、令和4年4月1日から松永健太郎氏が就任しています。

代表監査委員
松永 健太郎



議会選出監査委員
高橋 邦男



監査結果と措置状況等の公表について

町では監査結果の公表を、これまで役場などの町内3箇所に掲示し町民等の閲覧に供していました。

令和3年度より広く住民に周知するとともに、監査の指摘や意見等に対し町の改善へのインセンティブがなお一層はたらくよう、条例及び規程を改正し、「監査結果と措置状況等」を町のホームページに掲載し、年1回そのダイジェスト版を“監査だより”として各ご家庭に配布することとしました。

紙面の都合により一部分を掲載していますので、詳細は町ホームページをご覧ください。



QRコード

○監査の概要

令和5年10月例月出納検査分から令和6年9月例月出納検査分までの指摘事項等及び分野別の件数は以下のとおりとなっております。指摘等の件数は述べ38件で、指摘等したのちに改善された案件(○)は、25件、対応中(不十分)(△)9件、未実施(不十分)(×)4件の結果となりました。

また、分野別内訳は以下のとおりとなります。

項目	件数	○	△	×	企画 財政 分野	若者 定住 推進 分野	総務 分野	住民 分野	福祉 保健 分野	観光 産業 分野	環境 整備 分野	会計 分野	議会 分野	教育 分野	病院 分野
指摘 等	38	25	9	4	12	2	2	1	7	5	0	2	0	4	6

*指摘事項等の件数は38件ですが、分野別の合計は41件となります。これは、分野が重複する場合があるためです。

○総括意見

監査結果などを振り返ると、『事業を実施する際に必要な書類の不備等が多くあること。』『指摘された時には、検討や協議するとの回答があるが次回に反映されない事項が見受けられること。』が多くありました。今後も、各種事務事業が現状の法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかを引き続き監査いたします。



1 地域ささえあいボランティア事業委託費の内容について

◎ 事業委託料の算定根拠が不明なため確認を行いました。

担当課より業務委託内容の下記説明を受け特に問題ないことと判断しました。

質問した成果として、担当課からは最低賃金や物価の高騰等も踏まえ内容については今後社会福祉協議会と協議するとの回答も得られましたので、評価は○（問題なし）と判断いたしました。



◎令和6年1月出納検査（令和6年1月25日実施）

件 名 所 管 課	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等・今後の対応、スケジュール等	評価（○・△・×）・理由
地域ささえあいボランティア事業委託費の内容を明示	地域ささえあいボランティア事業については、奥多摩町社会福祉協議会と委託契約を締結し実施されているが、年間の業務委託料120万円について算定根拠が不明なため次回報告願いたい。	地域ささえあいボランティア事業委託契約の委託料については、平成26年度の事業開始以降、定額で月額10万円×12か月として算定し、契約しております。社会福祉協議会においては、地域ささえあいボランティア事業に必要な人件費の一部や保険料、事務費等に充当している状況であります。平成26年度の事業開始から10年が経過し、最低賃金の上昇や物価の高騰等もある中、奥多摩町社会福祉協議会には、これまで事業開始時と同額で受託していただいていたところですが、今後、委託金額の変更に必要が生じた際には、奥多摩町社会福祉協議会と協議を行っていきたいと考えております。	○ この事業は高齢者や障がい者等の外出や医療機関の送迎、買い物などを援助する有償ボランティア事業であり、過疎化・高齢化の進んだ当町においては重要な事業の一つといえる。今年度から利用者負担であった「保険料」の負担も委託料で賄うようになった。今後、さらにこの事業の充実を図っていただきたい。
福祉保健課			

2 旧レイクサイド奥多摩について

◎ 令和4年4月の例月出納検査において、町が取得してから数十年たつので、資産の有効活用やあり方等について検討すべきでないかと指摘し、活用方法の検討を行うとの回答を得ていたが、今回の回答でも実際には委員会の設置や外部機関に調査を依頼した記録もなく、毎年検討するという事で終わっている。このような状況が続ければ、活用を図ることは益々難しいと思われるので早急に対応すべきであることから、下記のとおり未実施（不十分）（×）との判断をしました。



◎令和6年4月出納検査（令和6年4月25日実施）

件 名 所 管 課	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等・今後の対応、スケジュール等	評価（○・△・×） 理 由
旧レイクサイド奥多摩について	旧レイクサイド奥多摩については、例月監査において指摘もしているところですが、物件を視察したところ、令和6年1月の例月出納検査の説明では、館内清掃を月8回していると報告されているが、ガラスの破損やドアの破損、外壁の損傷など多く、不審者が入る危険性もある。また、内部についても地下一階は、天井の崩落やカビの発生など非常に程度が悪く、適正に管理されているとは思えない。活用する計画であれば全体的な管理が必要であり、外観もかなり汚れがあり、トヨなどのつまりもあるので、活用するのであれば、きちんとした計画を策定する必要があるが、過去にも指摘をするたびに、検討すると回答されているが、実際には委員会の設置	措置状況等で回答したとおり、現状では建物の活用方針は決まっておらず、具体的な検討もできていない状況です。監査委員からは、管理をしないという選択肢もあるとのこと指摘が	× 「管理しないという方向で調整したいと考えている」とあるが、それは十分な検討を行った結
企画財政課			

	や外部機関に調査を依頼した記録もなく、毎年検討するという事で終わっている。このような状況が続けば、活用を図ることは益々難しいと思われるので早急に対応するべきである。(将来的なランニングコストを考えると解体を見据えて管理をしないという選択肢もある。) なお、倉庫(文化財等)として現状使用していると報告されているが、様々なものがおいてあり、特に新品と思われる空調機器が外から見えるところにあり、防犯上からも対策を講じているようには見えないので早急な対策が必要である。 このようなことから、例月出納検査でも指摘しているとおり、この施設の今後の方針若しくはそれに準ずるものを次回の例月出納検査までに示すこと。例月出納検査の説明では、倉庫(文化財等)として活用しているとなっているが、なぜ、新品と思われる空調機が数台も置いてあるのか、その説明をされたい。また、置いてある場所は外から丸見えであり、その付近のガラスは破損している状況であり、防犯上の対応はどのように考えているのか説明されたい。	ございましたので、その方向で調整したいと考えておりますが、委託先である特定非営利活動法人タンポポの会の雇用の場ということから相手先とも調整のうえ対応してまいります。 なお、空調機につきましては、板で囲い、外から見えないように対策を行っています。	果なのかどうか、それから具体的にどのような活用を考えているのか、そのあたりの説明が不足している。
--	--	--	---

3 旧一心亭窓ガラス等修繕の内容を明示

◎ 過去には、このエリア一帯を活用する計画もありましたが、現在は何も計画されていません。使用されてない建物の撤去など含め、この場所一帯の有効的な活用方法について検討する必要があるため指摘しましたが、対応状況が未実施とのことであったため、下記のとおり未実施(不十分)(×)との判断をしました。今後この事業については、引き続き対応を注視すると同時に検討を行うように再度指摘します。



◎令和6年4月出納検査(令和6年4月25日実施)

件名 所管課	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等・今後の対応、スケジュール等	評価(○・△・×)・理由
旧一心亭窓ガラス等修繕の内容を明示	旧一心亭の建物が所在する近くには、観光名所となる「鳩ノ巣溪谷、双竜の滝、鳩の巣小橋、水神社」などがあり、観光に訪れる方も多。この土地には、当該建物を含め町有建物が存在している。過去には、このエリア一帯を活用する計画もあったが、現在は何も計画されていない。使用されてない建物の撤去など含め、この場所一帯の有効的な活用方法について今後検討願いたい。	未実施	× 旧一心亭の活用計画については、この10年間一歩も進んでいない。確かに財源の問題もあり、解体も含めた活用方法を決めかねていることは理解できるが、この負の財産をこのまま後世に残すべきではない。専門家や住民の方の知恵を借りてでも「検討委員会」を立ち上げ、活用計画の検討に入るべきである。
企画財政課			

4 バス折返場用地の賃借料について西東京バスとの契約内容を明示

◎ 土地所有者と町の2者では土地賃貸借契約を既に締結していますが、バス事業者である西東京バスが当該土地を使用していることから、町と西東京バスにおいても土地使用にかかる文書による締結が必要であると指摘しましたが、現時点で契約締結していないため、次のとおり未実施(不十分)(×)との判断をしました。引き続き対応を注視すると同時に早急に契約を締結するように指摘します。



◎令和6年4月出納検査（令和6年4月25日実施）

件名 所管課	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等・今後の対応、スケジュール等	評価（○・△・×）・理由
バス折返場 用地の賃借 料について 西東京バス との契約内 容を明示	土地所有者と町の2者では土地賃 貸借契約を既に締結しているが、 公共交通維持を目的としたバスの 事業用地（バス折返場）としてバ ス事業者である西東京バスが当該 土地を使用していることから、町 と西東京バスにおいても土地使用 にかかるとの文書による締結が必要で ある。土地使用時、問題が起きた 際の責任の所在などをどう考える のか。	現状、町と西東京バス において書面による取 り交わしは行ってい ないため、問題が起 きた際は、年数回（不定期） で行われている打ち 合わせの場で協議を行 っている。書面の取 り交わしについては、西 東京バスと協議を行 っていく。	× 「相手方と打ち合わせの場で協 議を行っている」とあるが、本来 はバス事業者が土地を使用させ る時点で契約書を作成すべきで あり、書類作成の不備を指摘し なければならない。また責任の 所在を明確にするためにも早急 に契約書を作成すべきである。
企画財政課			

5 多機能型地域活性化拠点（アウバ）給排水設備改修工事の内容を明示

◎ 多摩大学との包括連携協定の中には、収益の帰属や費用負担の範囲等が明確に規定されていません。公益事業で使用するとしても町所有建物（公有財産）を活用して事業を実施するという観点から、建物の工事や事業の運営についての取り決めなど瑕疵を含め明文化していないのは不適切であるため、下記のとおり未実施（不十分）（×）との判断をしました。引き続き対応を注視すると同時に早急に契約を締結するように指摘します。



◎令和6年6月出納検査（令和6年6月20日実施）

件名 所管課	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等・今後の対応、スケジュール等	評価（○・△・×）・理由
多機能型地 域活性化拠 点給排水設 備改修工事 の内容を明示	多機能型地域活性化拠点給排水設備改 修工事については、当該拠点（旧甲州 屋）を多摩大学との協議によりカフェ 事業として活用するため、保健所の手 続きに必要な給排水設備を整備したも のである。カフェ事業の内容は未定で あるとのことだが、収益が出るよう であれば、その収益はどこに帰属し、運 営形態はどのようになるのか次回報告 願いたい。	本事業は、多摩大学との包括連 携協定に基づく大学連携事業に より、町所有の建物（空家）を活 用し、多摩大学が運営する住民 参加型のコミュニティカフェと して、地元住民や観光客等の情 報交換の場や相談サービス等を 展開し、様々な方が気軽に交流 できるコミュニティスペースを 提供する中で、多摩大学松本ゼ ミのオリジナルコーヒーを販売 するものです。	× 多摩大学との包括 連携協定の中の一 つの事業として行 われているもので あるが、町所有の 建物を貸している 時点で包括協定 の中だけでなく個別 事案として建物使 用貸借契約書を作 成し、収益の帰属 や費用負担の範囲 等を明確にすべき であると考えます。
企画財政課	包括連携協定は、奥多摩町と多摩大学 における全体的な協定であり、個々の 事業について明文化されているもの ではない。町所有建物（公有財産）を活用 して事業を実施するという観点から、 建物の工事や事業の運営についての取 り決めなど瑕疵を含め明文化してい ないのは不適切であるので早急に改善 すること。	運営形態については、住民参加 のもと大学側が主体で運営して いくもので、収益については、運 営サイド（多摩大学側）に帰属し ます。 取り決めなど明文化したもの⇒ 別紙建物使用貸借契約書を提示	

*紙面の都合により一部分を掲載していますので、詳細は町ホームページをご覧ください。

*全文は、町ホームページ ～ 行政情報サイト ～ 町政情報 ～ 監査に掲載しております。QRコード

